

平成21年1月28日

花山震災復興の会「がんばっぺ」

会長 大山 幸 義 殿

くりこま耕英震災復興の会

会長 大場 浩 徳 殿

栗原市長 佐 藤 勇

避難生活及び各種再建問題に対する要望における回答書

平成20年岩手・宮城内陸地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の震災被害は、栗原市にとって過去に例のないものであり、一日も早い震災からの復旧・復興を目指し、現在懸命に各種事業等に取り組んでいるところであります。

さて、平成20年12月10日にご要望いただきました「避難生活及び各種再建問題」に対しまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1 長期避難生活への支援について

- (1) 生活支援につきましては、10月の義援金分配対象メニューにおいて、長期避難世帯等見舞金として一律80万円をいただいておりますが、避難指示解除の明確な時期が約束されない現状の中において避難生活のさらなる長期化が予想されます。よって、新たな生活支援策の検討をお願いします。

(1) に対する回答

被災された方々への生活支援につきましては、義援金の配分をはじめ栗原市災害見舞金、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付、税金や保険料の減免及び徴収猶予、使用料等の減免、ごみ処理支援、生活支援相談、健康被害訪問相談など様々な支援策を行っております。今後につきましても、避難されている方の要望等を伺いながら検討して参ります。

また、県及び市に寄せられている義援金につきましては、今後、追加の配分が行われる予定であり、配分項目等について栗原市災害義援金配分委員会で検討されますので、今回の要望につきましても、栗原市災害義援金配分委員会へ申し伝えさせていただきます。

- (2) 市の被災者支援策として被災者生活再建支援金が支給されておりますが、支給基準が住宅の大規模半壊以上となっている状況です。いまだに長期避難指示を受け収入の途を失った判定基準に満たない、その他の世帯に対しても実情に即した生活再建支援金の支給検討を願います。

(2) に対する回答

被災者生活再建支援金は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県と国が原資を拠出し、被災地の市町村が受付事務を行なう制度となっております。

被災者生活再建支援金の支給基準である住家被害区分の拡大については、国において法律改正が必要ですので、今回の震災による体験等を踏まえ、制度上の改善点について、県と連携し国に働きかけて参ります。

- (3) 10月の義援金配分対象メニューにおいて離職者見舞金が支給されておりますが、農業従事者はこれに該当していません。農業に携わる方々は、農地の復旧作業、来年以降の準備、高齢等の理由で他に職を求めるのが難しい現状です。なにより、震災によって職を奪われたのは周知の事実です。支給に該当するよう検討願います。

(3) に対する回答

離職者見舞金につきましては、雇用されている方が、震災により長年、慣れ親しんだ職場をやむを得ず離れることになり、次の新たな職業や職場を探す方々に対して支給された見舞金ですので、農家の方々への配分は行われておりません。

農家の方々は事業主でありますので、地震により被災された農家の方々の、早期の経営再建及び経営の維持回復を支援するため、「農地の自力復旧助成金」「畜産施設復旧助成金」「避難地域での水稻乾燥調整助成金」「園芸種子等購入助成金」「園芸施設災害対策事業補助金」「災害復旧の借入に対する利子補給」などの支援策を実施してまいりました。

今後も引き続き、農家の方々が早期に経営再建が図られるよう支援すると共に、関係機関にも働きかけを行って参ります。

- (4) 同メニューにおいて、一部破損世帯見舞金として5万円が支給されておりますが、公的な支援金と違い不特定多数からの善意の芳志である義援金の配分については、住家被害分の配分枠を半壊以上とせず、一部破損住家についても破損率に応じた配分を検討願います。

(4) に対する回答

栗原市内の住家被害は1,569戸（平成21年1月8日現在）であり、その内半壊以上は155戸、一部破損は1,414戸となっております。

ご承知のとおり、住家は生活基盤の核となるものであり、被災者の方ができるだけ早期に、自宅での生活が取り戻せるように、改築（新築）や補修を行う経費の一部としてもご利用いただけるよう義援金の配分が行われております。

また、ご要望にもありますが、義援金につきましては不特定多数の方の善意のご芳志であり、お寄せいただいた金額の範囲内で支給する必要があります。そのため、過去の震災被害等の義援金配分状況も鑑みながら、より住家被害の大きい半壊以上の世帯と、低所得世帯の対策として、高齢者世帯であり、なおかつ住民税非課税世帯である一部破損以上の世帯へ重点的に配分されることになったものであると、栗原市災害義援金配分委員会より伺っております。

なお、国の制度上、住家被害における判定の基準として全壊から一部破損等の段階区分が設けられていますので、「被災者生活再建支援法」の要望でも回答したとおり、制度上の改善点について県と連携し国に働きかけて参ります。

2 避難指示解除後に向けての条件整備と支援策について

(1) 私たち地区民は、行政指導のもと避難指示を受けて以来、収入の途を閉ざされ経済的窮地に立たされております。避難解除後の生活に支障をきたさない為にも、避難指示が解除され安定した収入が得られるまでの間、避難世帯、避難事業所等に対しては無条件で固定資産税等、各種税金の免除をお願い致します。

(1) に対する回答

今年度につきましては、「平成20年岩手宮城内陸地震による災害被害者に対する栗原市税の減免に関する条例」を制定し、市民税・固定資産税・国民健康保険税の減免を実施してまいりました。

今回の「無条件で各種税金の免除」という要望ではありますが、地方税法及び市税条例の規定からむずかしいところがあります。

なお、災害被災者に対する来年度以降に実施される地方税法上の措置については以下のとおりです。

固定資産税

○ 土地

土地については、平成21年1月1日時点での現況に合わせ、地震により使用不能となった土地につきましては、現況に合わせ、雑種地等として課税されることとなります。また、住宅が災害により滅失した場合で、他の建物等の敷地として使用されていない土地の課税標準額については2年間に限り、200㎡を6分の1の額に減額するなどの特例が継続されます。

※ 課税標準額に1.4%を乗じたものが固定資産税額となります。

○ 家屋

今回の地震災害により家屋に被害を受け修復をされない場合、又は避難指示等による長期の不在により、家屋の劣化等が著しい場合については、家屋の損耗程度により段階的に家屋の評価額及び課税標準額を減ずる措置（損耗減価措置）があります。

○ 償却資産

償却資産（構築物・機械及び装置・備品等）については、申告による課税であることから特段の措置はありませんが、平成21年1月1日（賦課期日）以後、概ね1年以上にわたり事業の用に供することができない場合は、休止資産として償却資産の申告をすることにより、課税対象資産から除外することが可能です。

※ これらの詳細につきましては税務課固定資産税係までお尋ね下さい。

- (2) 冬季間の家屋、事業所等の保全にできるだけ地区民の要望を取り入れ、雪害等がないようお願いします。高齢世帯等、除雪作業が困難な世帯に関しては一層の協力をお願いします。

(2) に対する回答

応急仮設住宅等で生活されている世帯で、除雪困難な世帯や高齢者世帯を対象とした、主要幹線道路から自宅までの除雪や屋根の雪降ろし作業などにつきましては、市消防団地区団の支援と栗原市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターと協議、検討し対応して参ります。

- (3) 私たち地区民は、各種再建のために来春の避難指示解除を切望いたしております。来春の避難指示解除に向け、警戒レベルの引き下げを含めた条件整備を地区民とともに模索して頂けますようお願いいたします。

(3) に対する回答

現在、避難指示・勧告地域に通じる道路は、通行の規制が必要であるものの通行可能になりました。

また、水道、電気、電話などのライフラインも復旧となり、着実に震災前の生活に戻れる環境が整いつつあります。

しかしながら、現在でも地域内においては道路の断裂や亀裂、土砂崩れ、裏山の亀裂、河川上流域には河道閉塞（天然ダム）などがあり、安全とは言い難い状況にあります。

さらに、降雪の多い地域でありますので、今後の積雪や融雪による災害も心配されるところであります。

避難解除につきましては、地域住民の生命・身体の安全が第一であります。

また、住民の方々のみならず、地域を訪れる一般の方々の安全をも確保していかなければならないことも念頭に置きながら、住民皆様と雪解け後の安全確保状況を共有しながら対応して参ります。

- (4) 被災によって離職した方々の再雇用また、新たな雇用の創出を関係各方面に働きかけるようお願い致します。

(4) に対する回答

震災により離職を余儀なくされた方々の就労の場の確保等につきましては、栗原市、宮城県栗原地域事務所、築館公共職業安定所雇用対策推進協議会の三者により、市内の事業主の方々に対し、特別雇用枠の確保について要請活動を行い、企業等のご協力により十数名の方の就労が確保されたところであります。

現下の厳しい経済状況や雇用状況ではありますが、宮城県、築館公共職業安定所と協力しながら離職者が早期に就労できるよう市内の各方面に要請を行っているところであります。

3 今後の生活再建、生業再建に向けて

- (1) 地区民の多くは避難指示が解除されたからといってすぐに収入が得られる訳ではありません。避難解除後の地区民の生活、生業再建の実態の把握に努めて頂き長期的な支援策を求めます。

(1) に対する回答

栗原市はこれまでも、被災者された方々の生活や、生業再建の実態把握に努め、生業支援にも踏み込んだ被災者支援策を打ち出し、一日も早い市民生活再建に向け、最大限の努力を傾注して参りました。

今後も、生活や生業再建の実態把握に努めると共に、国・県等の関係機関に各種支援等の働きかけも行いながら、被災された方々の生活再建に向け、引き続き努力して参ります。

- (2) 住宅再建・生業再建に向け長期の実質無利子融資制度を関係各方面に働きかけ創設するようお願いします。

(2) に対する回答

栗原市では、無利子の融資制度ではありませんが、住宅再建に対する支援策として、「栗原市被災住宅再建利子補給金交付要綱」を定め、被災住宅の再建のために金融機関等から融資を受けた場合に、負担の軽減を図るために、利子補給を行っています。

また、生業再建に係る融資制度につきましては、現行の制度資金の中で、認定農業者の融資に対しては無利子制度があります。しかし、全ての農業者を対象にした無利子の融資制度はありません。

今後借入希望者の情報把握等を行いながら関係団体等と協議・検討して参ります。

- (3) 今後、各種再建問題の長期化が十分に予想される中、単年度の支援策にとどまらないよう、復興基金の創設を初め各種財源の確保を関係各方面に働きかけていただき、長期的な支援策をお願いいたします。

(3) に対する回答

栗原市といたしましても、各種再建問題を含め、復旧・復興には長い期間が必要であると考えており、復興基金の創設につきましても国や県に対して要望して参りました。しかしながら、国より、下記3点の見解が示されました。

- ① 基金から生じる運用益の用途が限定されることから、基金を創設しても全てを交付税措置の対象とすることは困難である。
- ② 県債を原資とした基金は、基金を管理するための新たな財団を設立し、職員の配置も必要であり、追加的な経費負担が生じる。
- ③ 近年の低金利の影響により、運用益を確保するには多額の原資が必要である。

こうした見解を受け、知事と協議を重ねた結果、震災復興基金の創設を断念し、市が実施する地域の維持・再生等の事業に要する経費の一部に充当される交付金を宮城県が創設し、栗原市に交付されることになりました。

今後につきましても、関係機関に働きかけを行って参ります。

(4) 地区民が各種問題に対して相談しやすいよう、総合的に対応できる窓口を設けてください。

(4) に対する回答

「被災者生活相談窓口」は、被災された方々の生活再建を支援するため、6月24日から各総合支所に設置しております。この窓口では、被災された方々の生活相談全般に関して受け付けを行い、本庁と連携を図りながら、総合的に対応することとしていますので、個別相談の際には、ご利用願います。

また、栗駒と花山地区におきましては、毎週1回開催される被災された方々との懇談の場でも、地域全般に関することや個人ごとのご意見、ご要望をいただき、対応しており、今後も継続して参ります。